

報道発表資料の配付日時 11月20日 (水) 15時00分

発表項目 (行事名)	「外国人起業活動促進事業（北海道スタートアップビザ制度）」の 実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道は、外国人による起業準備活動の促進を図るため、「外国人起業活動促進事業（北海道スタートアップビザ制度）」を開始します。 本制度は、経済産業省から認定を受けた自治体が活用できる制度で、これにより外国人は一定の要件を満たすことで、起業準備の為に最長1年間（従来制度では4月）の在留資格「特定活動」が付与されます。</p> <p>■在留資格に関する制度について</p> <p>(1) 従来の入管制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の起業準備には、在留資格「経営・管理(4月)」が必要。 取得には、以下2点の要件を両方満たす必要あり。 <ol style="list-style-type: none"> ①事業を行うための事務所の確保 ②次のいずれか (a) 常勤職員2名以上雇用（日本人or日本定住者） (b) 資本金5百万円以上 <p>(2) 新制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特区で限定的に認められていた在留資格の弾力運用を、発展的かつ全国規模で展開するため、経済産業省による新制度「外国人起業活動促進事業」が平成30年12月にスタート。 主な特徴は、①期間が最長12月まで延長されたこと。 ②地方公共団体が外国人の起業活動を管理・支援。 (地方公共団体の「管理・支援プログラム」が国に認定されれば活用可能) 福岡市、愛知県、岐阜県、神戸市、大阪市、三重県で事業実施 <p>■対象者 北海道内で新たに起業を希望する外国人の方</p> <p>■受付開始 令和元年(2019年)11月29日(金)から</p> <p>■お問い合わせ(受付窓口) 経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループへ (☎011-204-5331 [直通])</p> <p>■ホームページアドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/startup-visa/index.htm</p>		
参考	【添付資料】 外国人起業活動促進事業（北海道スタートアップビザ制度）の概要		
報道(取材)に 当たっての お願い	この制度は、外国人による起業活動を促進することで、北海道の産業振興、ひいては我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点形成を目的としておりますので、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所) 各振興局・総合振興局	記者クラブ
担当 (連絡先)	経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ (担当者:大嶋) TEL(ダイヤルイン)011-204-5331(内線)26-205		

外国人起業活動促進事業（北海道スタートアップビザ制度）の概要

1 制度概要

道は、外国人による起業準備活動の促進を図る、「外国人起業活動促進事業（北海道スタートアップビザ制度）」を開始します。

本制度は、経済産業省から認定を受けた自治体が活用できる制度で、これにより外国人は一定の要件を満たすことで、起業準備の為に最長1年間（従来制度では4月）の在留資格「特定活動」が付与されます。

2 現状

(1) 従来の入管制度

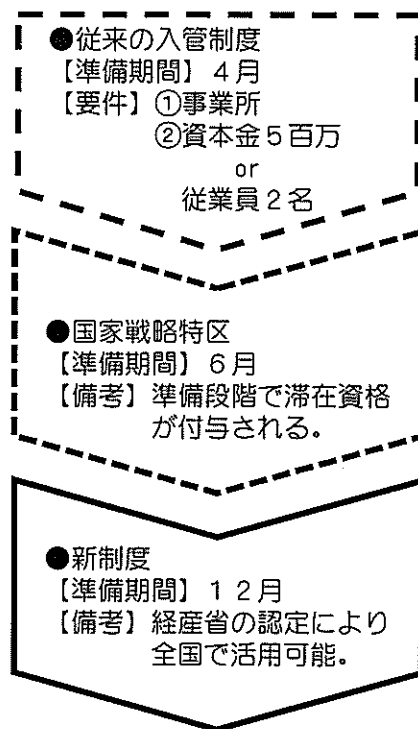
- 外国人の起業準備には、在留資格「経営・管理(4月)」が必要。
- 取得には、以下2点の要件を両方満たす必要あり。
 - ①事業を行うための事務所の確保
 - ②次のいずれか (a) 常勤職員2名以上雇用（日本人or日本定住者）
(b) 資本金5百万円以上
- 上記基準は、潤沢な資産や、日本人のパートナー必要。

(2) 国家戦略特区について

- 平成27年9月より、国家戦略特区で「経営・管理」の条件を緩和。
- 主な点は、①期間を4月→6月に延長、②準備中でも在留資格付与
- 現在、東京都、愛知県、広島県、福岡市、仙台市、新潟市、今治市等の自治体で実施中。

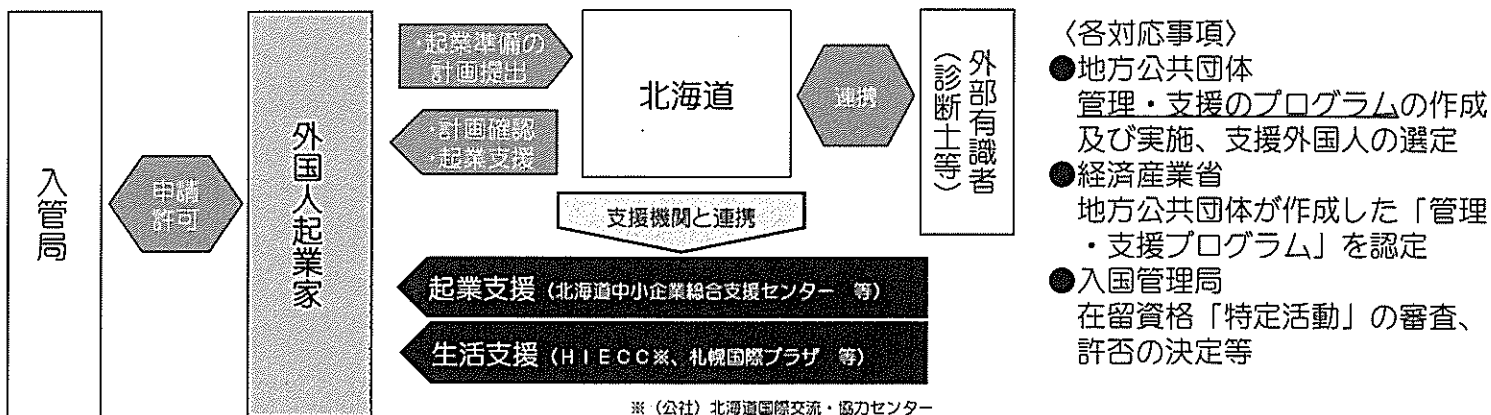
(3) 新制度

- 特区制度を発展的かつ全国規模で展開するため、経済産業省による新制度「外国人起業活動促進事業」が平成30年12月にスタート。
- 主な特徴は、①期間が最長12月まで延長されたこと。
 - ②地方公共団体が外国人の起業活動を管理・支援。
- (地方公共団体が「管理・支援プログラム」を作成し、国に認定されれば活用可能)
- 現在福岡市、愛知県、岐阜県、神戸市、大阪市、三重県で実施中。



道の新規事業として
「管理・支援プログラム」を作成

3 北海道のプログラム概要



4 お問い合わせ(受付窓口)

北海道地域経済局中小企業課
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
受付時間：8時45分から17時30分（土日、祝日、年末年始は休み）
TEL：011-204-5331

(参考法令)平成27年9月/国家戦略特区における外国人企業活動に関する入管法の特例
平成30年12月/外国人起業活動促進事業に関する告示